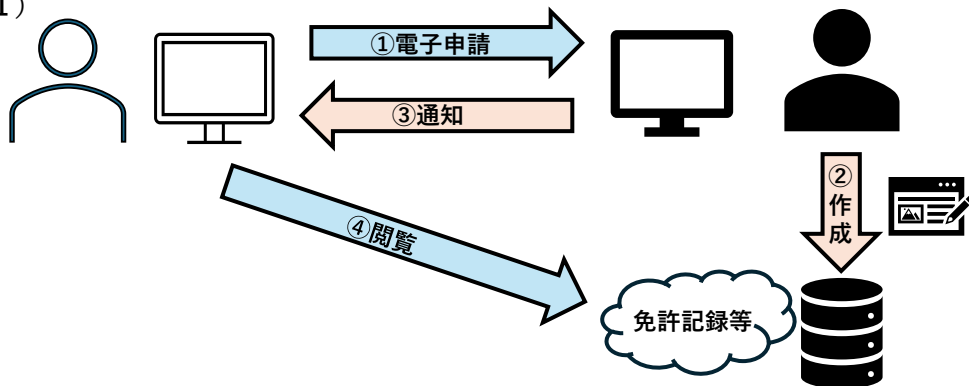


【閲覧について（図1）】

免許人、代理人等
（※1）

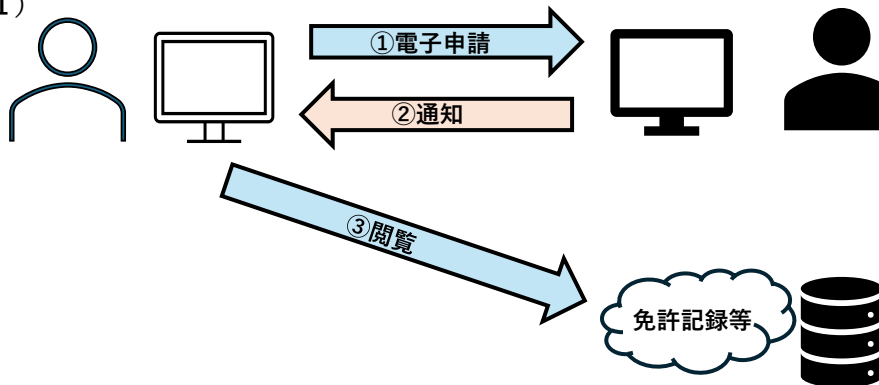
総務省



【閲覧請求について（図2）】

免許人、代理人等
（※1）

総務省



（※1）書面委任を受けた代理人等が電子申請を行った場合、代理人は免許等の処分の翌日から1か月間、免許内容が記録された免許記録を閲覧することができます。免許記録の写しのダウンロード・印刷も可能です。なお、代理人が一定期間（処分の翌日から1か月以上）、申請者の免許記録を閲覧等することも含まれるよう、申請者（免許人）から委任を受けなければなりません。

免許人は、ウェブサイトで免許記録を閲覧することはできません（このため、免許記録の写しをダウンロード又は印刷したもの、若しくは免許事項証明書を備え付ける必要があります。）。

（※2）現在交付されている免許状等は、記載されている事項が変わらない限りにおいて、そのまま備付けすることができるため、別途、免許記録等の閲覧請求は不要です。